

# 申告書の記入方法

《必須項目》 表面右上の太枠の中に、現在の住所・氏名・個人番号（マイナンバー）・電話番号等を必ずご記入ください。

## 「1 収入金額・必要経費」欄（表面）

下表及びP.3の記入例を参考に、令和4年中の収入金額・必要経費など必要事項をご記入ください。

給与収入	会社などにお勤めの方（パート、アルバイト、日雇いを含む）が支払いを受ける給与・賃金・賞与などによる収入 ※源泉徴収票の支払金額を記入してください。源泉徴収票をお持ちでない場合は、裏面7「給与明細書」もご記入ください。
所得計算方法	P.7表1「給与所得の計算式」により計算されます。
雑収入（公的年金等）	国民年金、厚生年金などによる収入 ※遺族年金、障害年金、福祉年金は課税の対象にはなりません。
所得計算方法	P.7表2「公的年金等雑所得の計算式」により計算されます。
雑収入（業務）	原稿料、印税、講演料又は食料品の配達などの副収入による収入
必要経費	原稿用紙、調査研究費など（詳細については申告書裏面8にご記入ください。）
雑収入（その他）	生命保険の私的年金など他に属さない収入
必要経費	私的年金に対する掛金など（私的年金等掛金は明細書添付、なければ申告書裏面8にご記入ください。）
営業等収入	小売業、卸売業、製造業、サービス業、自由職業(医師・作家・弁護士・保険外交員など)、畜産業、漁業などによる収入
必要経費	商品の原価、租税公課、地代・家賃、減価償却費、事業専従者の給与など、総収入金額を得るために直接要した費用 ※家内労働者等は、給与所得控除と合わせて55万円の必要経費が認められます。（詳細については、申告書裏面8にご記入ください。）
不動産収入	家賃・地代などの不動産の貸付による収入（事業所得または譲渡所得に該当するものは除く）
必要経費	修繕費、減価償却費、固定資産税など（詳細については、申告書裏面8にご記入ください。）
配当収入	株式会社などの法人から受ける利益の配当・剰余金の分配などによる収入
必要経費	株式などを取得するための借入金の利子（詳細については、申告書裏面9にご記入ください。）
譲渡収入	土地・建物・株式・ゴルフ会員権などの資産を譲渡したことによる収入
必要経費	資産の取得費、譲渡にかかった費用など（詳細については、申告書裏面10・11にご記入ください。）
一時収入	競馬・競輪の払戻金、クイズの当選金、生命保険の満期受取金など一時的な収入
必要経費	収入を得るためにかかった費用など
農業収入	米、野菜などの栽培や生産、または農家が兼営する家畜などの育成、肥育、採卵や酪農品の生産などの事業から生ずる収入
必要経費	種苗代、肥料代、防虫費、飼料費、雇人費など
利子収入	公社債、預貯金の利子などによる収入

## 「2 収入のなかつた方」欄（表面）・「5 収入のなかつた方の記載欄」（裏面）

令和4年中に収入のなかつた方は、申告書表面「2 収入のなかつた方」欄のチェックボックスにチェック☑したうえで、申告書裏面「5 収入のなかつた方の記載欄」に該当事項をご記入ください。

また、該当する場合には、申告書表面の「配偶者」・「扶養親族」・「本人に関する控除」欄もご記入ください。

## 「7 給与明細書」欄（裏面）

給与収入はあるが源泉徴収票がない場合、勤務先ごと、月ごとの収入金額をご記入ください。

## 「8 雜・営業等・不動産所得の計算書」欄（裏面）

収入及び必要経費の内訳をご記入ください。

## 「9 配当所得の記載欄」・「10 株式譲渡（上場分・一般分）、先物取引所得の記載欄」（裏面）

株式等に係る配当所得・譲渡所得、先物取引所得を申告する場合は、9・10をご記入ください。上場株式等に係る配当所得については、「総合課税」か「分離課税」のいずれかを選択してください。

### 上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得について、確定申告と異なる課税方式を選択する場合

上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得は、通常確定申告書において選択した課税方式が住民税においても適用されますが、納税通知書が送達される日までに住民税申告書を提出することにより、確定申告と異なる課税方式を選択することができます。その場合、配当所得は「申告不要」「総合課税」「分離課税」から、譲渡所得は「申告不要」「分離課税」から選択することができます。

確定申告と異なる課税方式の選択のみを申告する方は、9・10と表面右上の太枠内のみご記入ください（確定申告書に記載されたほかの収入・控除等の記入は必要ありません）。申告する際には、収入金額及び源泉徴収税額を証明する資料（コピー可）を添付してください。

※納税通知書送達後に上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得に関し、確定申告書及び住民税申告書が提出された場合には、上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得を住民税の税額算定に算入できません。

※「総合課税」「分離課税」を選択した場合には、合計所得に算入されるため、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療制度の保険料や自己負担割合に影響する場合があります。

**確定申告の際、住民税において「全部申告不要」の選択ができますが、令和4年分の確定申告までとなりました。**

確定申告した（する）令和4年中の株式等に係る配当所得・譲渡所得について、所得税15.315%（復興特別所得税分含む）及び住民税5%が特別徴収（源泉徴収）された特定配当額及び譲渡所得金額のみであり、その全てを住民税で申告不要とする場合は、確定申告書第二表の「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」欄に○を記入してください。このように確定申告することで住民税申告書の提出は不要です。ただし、住民税において配当所得及び譲渡所得のうち一部でも申告すべきものがある場合は、当該欄に○は記入しないでください。

※当該欄に○を記入した場合は、配当割額及び株式等譲渡所得割額は記入しないでください。

※当該欄に○を記入した確定申告後、改めて課税方式を変更する場合は、納税通知書の送達までに住民税申告書を提出してください。

※ その他の記入方法については、課税課までお問い合わせください。（P.6「問い合わせ先」参照）